

参 考 資 料

バーゼル銀行監督委員会による
市中協議文書の概要
(国際的に活動する銀行に関する規制改革案)

金融庁
2010年1月

背景・経緯

- 金融危機の再発を防止し、将来における貸出のベースとなる銀行の資本基盤を強化するため、G20諸国は、昨年4月のロンドン・サミットにおいて、景気回復が確実になれば、銀行の健全性規制の基準を強化することにつき合意。
- その後、昨年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定し、同ルールを2012年末までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行うことで合意。
- その間、バーゼル委員会は、昨年7月に今般の金融危機の原因となったサブプライム・ローン問題等に対処するため、再証券化商品のリスク・ウェイトの引上げやトレーディング勘定の取扱いの強化に係る規制の見直しを先行して実施する旨発表(2010年末から実施予定)。
- 今般市中協議に付されるのは、バーゼル委員会が検討を行ってきたその他の項目に関する包括的な規制改革案。

市中協議文書(規制改革案)の概要

今般、バーゼル委員会が市中協議に付す国際的に活動する銀行に対する規制改革案の要素は、以下のとおり。

○銀行セクターの強靱性の強化

- 自己資本の質の強化
- リスク捕捉の強化(カウンターパーティ・リスクの取扱いの強化等)
- レバレッジ比率規制(補完的指標)の導入
- プロシクリカリティ(景気変動増幅効果)の抑制

○流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み

- 流動性規制の導入

市中協議文書の位置付けと規制実施のあり方

- 市中協議文書で提示される各規制案は、バーゼル委員会で議論している「複数の選択肢」の中の一つ(いわゆる「叩き台」)。
- 検討中の市中協議を通じて寄せられた意見及び本年前半に予定されている包括的な「定量的影響度調査(QIS)」の結果を踏まえ、最終的な規制のあり方は本年後半に改めて検討。
- 新基準の実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行い、金融市場の安定性及び「持続的な経済成長」との整合性を確保。
- さらに、規制の実施に当たっては、十分な「グランドファザリング」(新規制実施後も、既存の取扱いを一定期間認めること)や「経過措置」(新規制の一部について実施時期を後倒し)を設けることを明記。

自己資本の質の強化

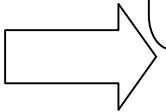
自己資本の構成要素について定義を明確化し、質の向上を図る。

自己資本の構成(現在)

自己資本の構成(新しい取扱案)

<p>基本的項目 (Tier1)のうち 主要な部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株(普通株転換権付優先株を含む) 及び内部留保 	<p>基本的項目 (Tier1)のうち 主要な部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株及び内部留保 (その他包括利益を含む)
<p>上記以外の Tier1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の優先株 ・優先出資証券 	<p>上記以外の Tier1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優先株 ・その他の商品は、高い損失吸収力を持つものに限定(条件を明確化) <p>※経過措置をとった上で質を高める方向</p>
<p>補完的項目 (Tier2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・劣後債、劣後ローン ・土地再評価差額金の45%相当額 ・その他有価証券評価差額金の45%相当額 ・一般貸倒引当金(リスク・アセットの1.25%まで)、等 	<p>補完的項目 (Tier2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の優先出資証券、劣後債、劣後ローン(銀行の破綻時に、預金者や一般債権者に劣後して損失を吸収することが明確なものに限定) ・一般貸倒引当金 <p>※経過措置をとった上で質を高める方向</p>
<p>Tier1 (または自己 資本全体) からの 控除項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他有価証券評価損 ・のれん、営業権 ・繰延税金資産(純額)(Tier1の20%を超える部分)* ・自己株式 ・他の金融機関(国内預金取扱金融機関)及び連結外の子法人等への出資(ダブルギアリング)、等 	<p>原則として Tier1の主要 な部分から控 除される 項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他有価証券評価損 ・のれん、営業権+その他の無形固定資産 ・繰延税金資産(純額) ・自己株式 ・他の金融機関向け普通株出資(ダブルギアリング)の取扱い強化・控除対象の拡大、等 <p>※代替案を含めて影響度調査を実施した上で、控除項目を統一し適正化</p>

業務の継続を前提とした
損失吸収力の確保



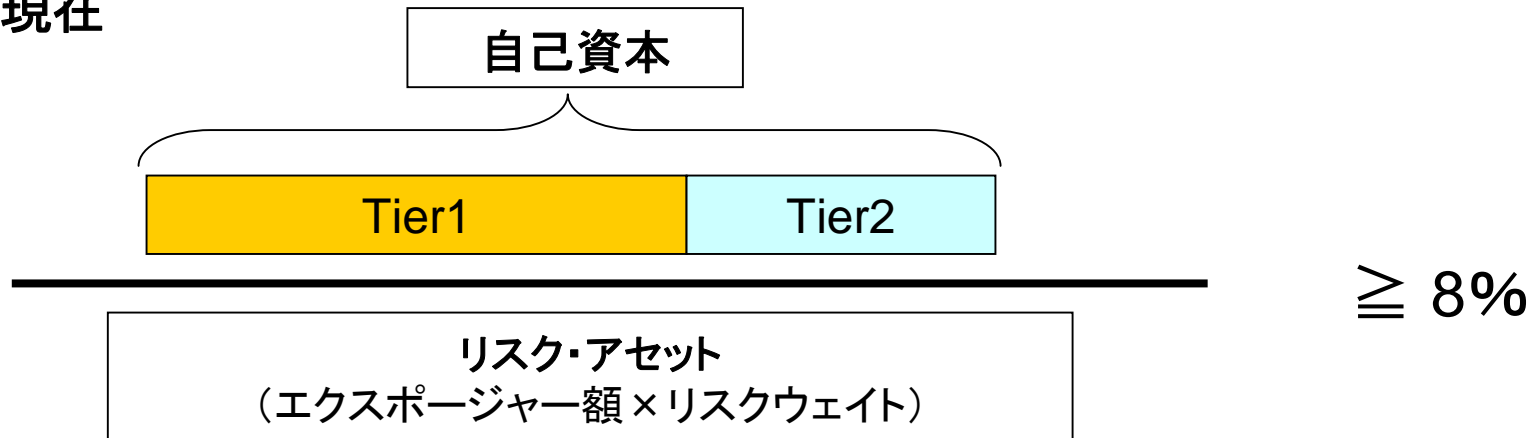
破綻時の損失吸収力の
発揮が前提

* 主要行に対して適用

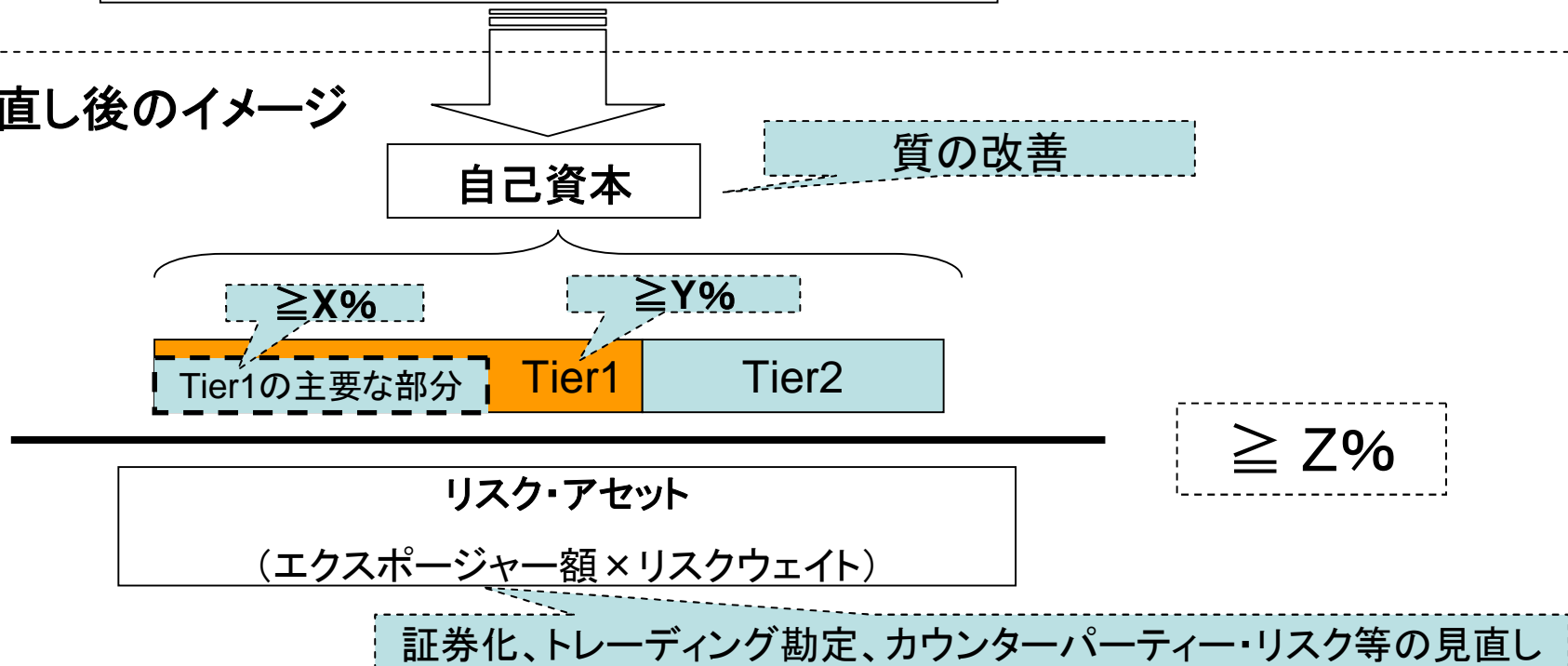
所要自己資本水準の設定

所要自己資本の水準は、影響度調査の結果を踏まえて2010年末までに決定。

現在



見直し後のイメージ



リスク捕捉の強化

(カウンターパーティ・リスク捕捉の強化等)

1. 背景

- 今般の金融危機の際に、OTCデリバティブ取引やレポ取引等の相対取引に係るカウンターパーティ・リスクの捕捉が不十分である問題等が顕在化。
(注) 特に内部モデル方式に問題。
- 2010年末から先行して実施する予定の再証券化商品及びトレーディング勘定のリスク捕捉の強化に加え、更なる強化の実施。

2. 概要

- カウンターパーティ向けエクスポージャー推計手法の強化
 - エクスポージャー額の時価変動リスク等を追加的に計測
- 大規模金融機関間の資産相関の見直し
 - 内部格付手法において、他業態に比べ資産相関の値が高まっていた大規模金融機関間の資産相関の値を1.25倍に引上げ
- 清算機関向けエクスポージャーの取扱いの見直し
 - IOSCO等の国際基準に合致する清算機関を通じた決済を促進する観点から取扱いを見直し
- バーゼルⅡの枠組みにおける外部格付の利用のあり方を見直し
 - 外部格付への過度の依存を是正する観点から取扱いを見直し

レバレッジ比率規制(補完的指標)の導入

1. 背景

・ 昨年4月のG20ロンドン・サミットにおいて、銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制することに資する、簡素で透明性が高く、リスク・ベースでない指標によって、バーゼルⅡを補完することに合意。

2. 概要

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{資本(Tier1 又は Tier1の主要な部分)}}{\text{バランスシート上の総資産} + \text{オフバランス取引 等}} \geq ?\%$$

- ・ 規制上の水準は、影響度調査の上、2010年末までに設定。
- ・ 当面は各国の柔軟な運用を認める形で導入する方向。
- ・ 流動性資産(現金、国債等)について、流動性規制との相互作用を含めた影響度調査の結果を踏まえて、その取扱いを検討。

プロシクリカリティ(景気変動増幅効果)の抑制

1. 背景

- 昨年4月のG20ロンドン・サミットにおいて、銀行が景気悪化時に取り崩し可能な資本等のバッファーを好況時に積み増すことを銀行に求めること等により、プロシクリカリティを軽減する施策を進めることにつき合意。

2. 概要

いずれの施策についても、具体案は示されていない。

① 最低所要自己資本の変動の抑制

- 内部格付手法(IRB)採用行について、より長期のデータを用いて推計したデフォルト確率(PD)を用いることにより、最低所要自己資本額の景気循環を通じた変動を抑制

② フォワード・ルッキングな引当の促進

- 国際会計基準審議会(IASB)が見直しを行っている、将来の期待損失に基づく引当金の計上を通じた好況時の引当積立促進等

③ 配当等の社外流出の抑制

- 自己資本の水準に応じて、社外流出額を利益の一定割合までに制限し、資本バッファーの積立を促進

④ マクロ経済状況に応じた資本バッファー水準の調整

- マクロ経済状況に応じて資本バッファー水準を調整し、信用収縮を抑制

流動性規制の導入

1. 背景

- 昨年4月のG20ロンドン・サミットにおいて、金融機関におけるより強固な流動性バッファを促進する世界的な枠組みを策定することに合意。

2. 概要

(1) 流動性カバレッジ比率(1ヶ月間のストレス指標)

- 預金流出等の個別金融機関へのストレスに加え、短期金融市場からの資金調達の困難化等の調達市場のストレスが発生した場合でも、1ヶ月間の流動性需要に対応できる流動性資産(現金・国債等)の保有を義務付ける指標。
- $\text{流動性資産} / \text{一定のストレス時における1ヶ月のネット資金流出} \geq 100\%$

(2) 安定調達比率(1年超の長期的な指標)

- 保有資産ごとの流動性リスク(1年以内に現金化できないリスク)の総和(所要安定調達額)に対して、安定的な調達(預金・長期借入・資本等)を義務付ける指標。
- $\text{安定調達額} / \text{所要安定調達額} > 100\%$

今後のスケジュール

2009年12月17日

市中協議案公表（パブコメ開始）

2010年2月頃

定量的影響度調査開始

4月16日

パブコメ提出期限

4月末頃

定量的影響度調査提出期限

年央

パブコメ + 定量的影響度調査結果を踏まえた見直し開始

12月末迄に

水準調整の完了

2012年末

新規制の実施開始のターゲット